

令和5年度
安芸高田市奨学金 奨学生募集



学習の意欲がありながら、経済的理由で高校・大学・その他の学校への修学が困難な方へ、修学上必要な学資金の一部を貸し付けます。

《対象者》 ※下記の全てに該当する方

- 奨学金貸付を希望する本人、または扶養している家族の住民票が1年以上本市にある方
- 高校や大学などに在学している方
- 市が定める基準※「経済的理由で修学が困難である者」に該当する方

※市が定める基準
「経済的理由で修学が困難である者」の目安例

「父(給与収入)」「母(無収入)」「本人(大学生)」「妹(中学生)」の4人世帯を想定した場合	世帯の収入が639万円以下
--	---------------

- 学習状況が良好な方
- 国や地方公共団体などが行っている他の奨学金を受けていない方(給付型奨学金は併用可)
- 連帯保証人を2人立てられる方

《申請時必要書類等》

- 奨学金貸付申請書
- 所得を証明する書類(本人が生計を営む場合は本人、その他の場合は世帯全員分)
- 在学証明書
- 世帯全員の住民票
- 個人情報閲覧に関する同意書

《受付期間》

2月1日(水)～4月20日(木)

《受付・提出窓口》

教育委員会事務局 教育総務課

※申請書は受付窓口を設置しています(市ホームページからダウンロードできます)。

※郵送での提出はできません。

《貸付の決定》

収入状況などをもとに、安芸高田市奨学金審査会で審査の上、可否を決定し申請者へ通知します(6月下旬頃)。

■奨学金返還免除制度

市の奨学金を利用していた方で、一定の要件を満たしている場合は奨学金の返還を免除します。

問教育総務課 総務係
お太助フォン 42-0049 42-4396

電気料金高騰対策事業者支援金



電気料金高騰の影響を受ける事業者の負担軽減を図ることを目的に支援金を給付します。

《対象》 ※下記の全てに該当する事業者

- 市内に事業実態がある事務所または事業拠点を有する事業者
- 令和4年1月から12月までの電気料金合算額が、前年に比べ48,000円以上増加した事業者(自らの事業活動に使用した電気料金に限る)
- 今後も市内で事業を継続する事業者
- 営業に関して必要な許認可などを得ている事業者

《給付額》 ※給付額には上限があります。

令和4年の電気料金から令和3年の電気料金を引いた額	給付額
4.8万円以上30万円未満	下記「算定金額の計算式」に基づいた額
30万円以上60万円未満	100,000円
60万円以上120万円未満	200,000円
120万円以上180万円未満	300,000円
180万円以上240万円未満	400,000円
240万円以上300万円未満	500,000円
300万円以上	700,000円

■算定金額の計算式

$$\text{算定金額} = \left(\begin{array}{l} \text{令和4年} \\ \text{1月～12月分の} \\ \text{電気料金} \end{array} - \begin{array}{l} \text{令和3年} \\ \text{1月～12月分の} \\ \text{電気料金} \end{array} \right) \div 3$$

《申請方法》

安芸高田市商工会へ申請書を提出してください。

※申請書は市ホームページからダウンロードできます。

《申請期限》 3月15日(水)

※郵送の場合は3月10日(金)(当日消印有効)

問商工観光課 商工係
お太助フォン 47-4024 42-1003

後期高齢者医療制度
医療費通知を送付します



どの程度医療機関を受診しているかを知り、健康と医療に対する関心を深め、診療日数や医療費に誤りがないかを確認するため、医療費通知を送付します。医療費通知は確定申告の医療費控除にも利用できます。

《送付時期》

- 1回目…1月下旬(令和4年1月～10月診療分)
- 2回目…3月中旬(令和4年11月、12月診療分)

《通知書の様式》

- はがき(通知件数が20件未満の被保険者)
- 封書(通知件数が21件以上の被保険者)

《対象者》 ※下記の全てに該当する方

- 期間中に後期高齢者医療の資格がある方
- 期間中に医療機関を受診している方

※死亡者・DV支援対象者・医療費通知送付停止申出者は送付対象外です。

■医療費通知に関する問い合わせ

- 医療費通知お知らせコールセンター
☎050-3504-0127(1月27日(金)運用開始)
月～金曜(祝日を除く)
8:30～17:15

※令和4年中に広島県へ転入した方の転入前の医療費通知は、転入前の都道府県の後期高齢者医療広域連合へ問い合わせてください。

問保険医療課 医療保険年金係
お太助フォン 42-5619 42-2130

自治懇談会の 開催要綱を 変更しました

二元代表制の観点から、「自治懇談会への市議会議員の出席」が望ましいと判断し、市議会議員の出席を開催要件としました。

自治懇談会 市長等が市内に向いて市政に対する説明を行い、市民の意見を広く求める懇談会のうち、住民自治組織の代表からの申し出で開催するもの。

〈主な改正点〉

安芸高田市協働のまちづくり懇談会開催要綱(自治懇談会の開催等)

改正前

第4条

自治懇談会は、自治組織の代表(以下「会長」という。)からの申出により、市長等が自治組織に出向き開催する。

2. 自治懇談会に出席する者は、市民並びに市長及び市長が指定する職員とする。

改正後

第4条

自治懇談会は、自治組織の代表(以下「会長」という。)からの申出により、市長及び市長が指定する職員が自治組織に出向き開催する。なお、自治懇談会には、1名以上の市議会議員が出席することを要件とする。

問政策企画課 地方創生推進係 電話 42-5612

安芸高田市が
高く評価
されました!

第11回
「住みたい田舎」
ベストランキング

宝島社発行の月刊誌「田舎暮らしの本」で発表されたランキングで安芸高田市は高評価を得ました。今後もさまざまな世代の方がもっと住みたいと思えるまちづくりを進めます!

総合部門	16位
若者世代・単身者部門	17位
子育て世代部門	20位
シニア世代部門	15位

「人口2万人以上3万人未満のまち」グループ内の順位(自治体数:69)

※移住支援策、医療、子育て、自然環境、就労支援など276項目のアンケートを基に数値化し順位付け